

2022 年度入学試験問題 出題趣旨 (民法)

民法

第1問

(1) 物権的請求権の相手方を問うものである。最判平成6年2月8日民集48巻2号373頁をもとにした事案である。物権的請求権の相手方について、原則としてのように考えられるか、その原則を貫くと本件事案においてAにとってどのような不都合が生じるのかも考慮したうえで、どのような場合にCが建物取去土地明渡請求の相手方になり得るかを検討することが求められる。

(2) 抵当権の効力が及ぶ範囲、抵当権に基づく動産の原状回復請求について問うものである。関連する判例として、最判昭和44年3月28日民集23巻3号699頁、最判昭和57年3月12日民集36巻3号349頁などがある(なお、後者の判決は、工場抵当に関するもので、その射程が民法上の抵当権に及ぶかどうかは議論がある)。抵当権の効力が及んでいた物が抵当不動産から分離した場合、分離物に抵当権の効力が及ぶのか、そのことを第三者に対抗できるのかという点について、学説の見解は多岐に分かれているが、論拠を示しつつ、説得的な論証を行うことが求められる。

第2問

契約が解除された場合の原状回復における危険負担の問題で、そもそも解除できるのか、また、解除しても(自転車が滅失したので)Bは価格相当額を返還するべきであるか否かが論点となります。何が「正解」というつもりはないのですが、関連する条文(548条や、また121条の2も参考にはなります)を指摘した上で筋の通った答案を作成することが求められます。